

## 議第4414号

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、  
藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、  
伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、  
綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更  
(相模川流域下水道)

- ・ 議案書 24ページ ~ 29ページ
- ・ 図面集 13ページ ~ 15ページ

## 【相模川流域下水道について】

- ・ 2つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道として、相模川流域内の9市3町の下水を集約処理

昭和44年：都市計画決定

昭和48年：相模川右岸処理場供用開始

昭和52年：相模川左岸処理場供用開始

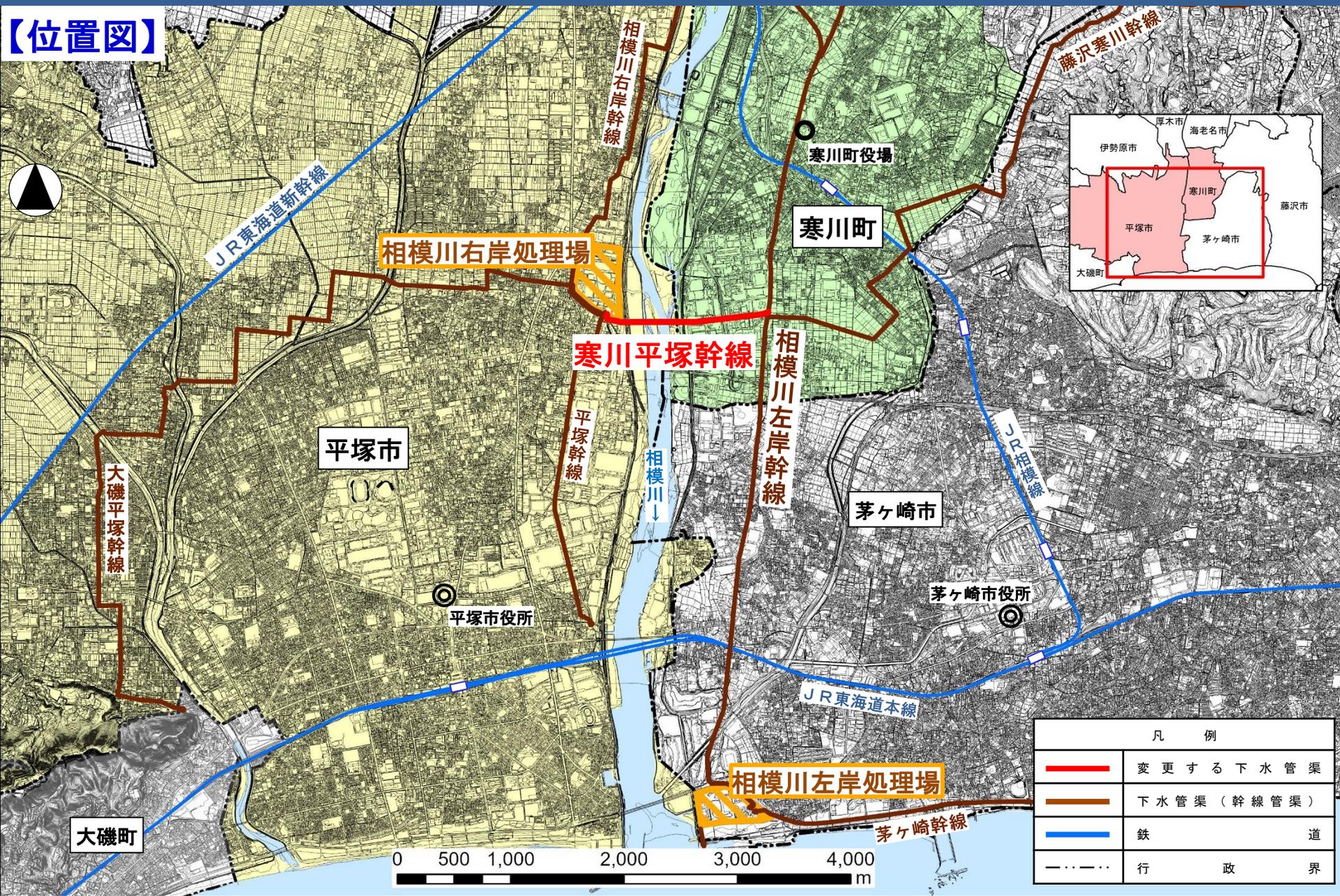


・この地図・成果は測量法の公共測量に関する規程に基づき、相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市（承認番号令和6年5月10日付け海老名市指令第都計54号）、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町及び愛川町の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図・公共測量成果を複製・使用して調製したものです。

・この図面は、相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町及び愛川町との協議を経て、同市町都市計画決定データを使用して作成したものです。

# 相模川流域下水道の変更

## 【位置図】



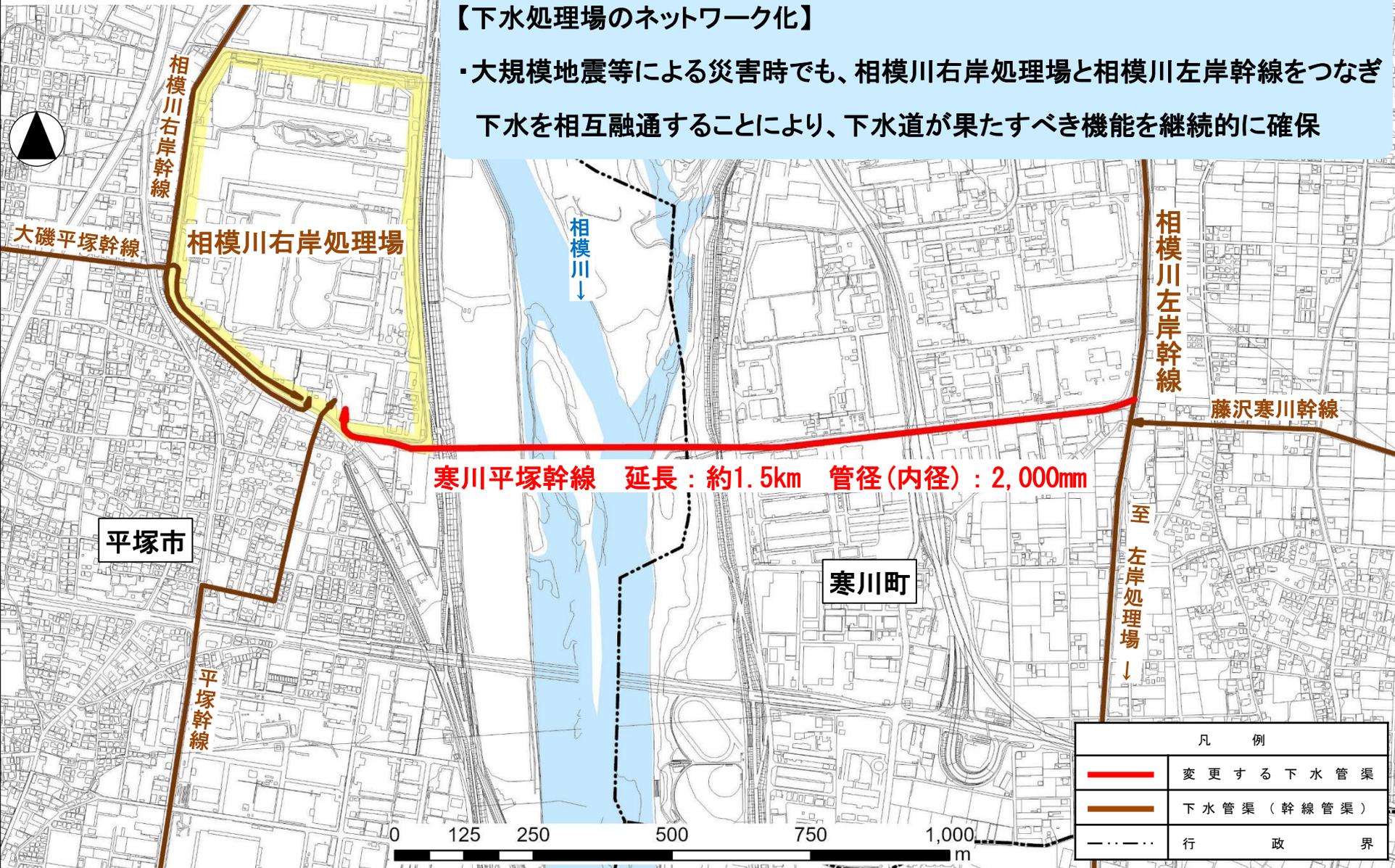
凡 例	
	変更する下水管渠
	下水管渠（幹線管渠）
	鉄 道
	行 政 界

・この地図・成果は測量法の公共測量に関する規程に基づき、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町及び大磯町の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図・公共測量成果を複製・使用して調製したものです。  
 ・この図面は、平塚市及び茅ヶ崎市との協議を経て、同市都市計画決定データを使用して作成したものです。

## 【寒川平塚幹線の概要】

### 【下水処理場のネットワーク化】

- ・大規模地震等による災害時でも、相模川右岸処理場と相模川左岸幹線をつなぎ下水を相互融通することにより、下水道が果たすべき機能を継続的に確保



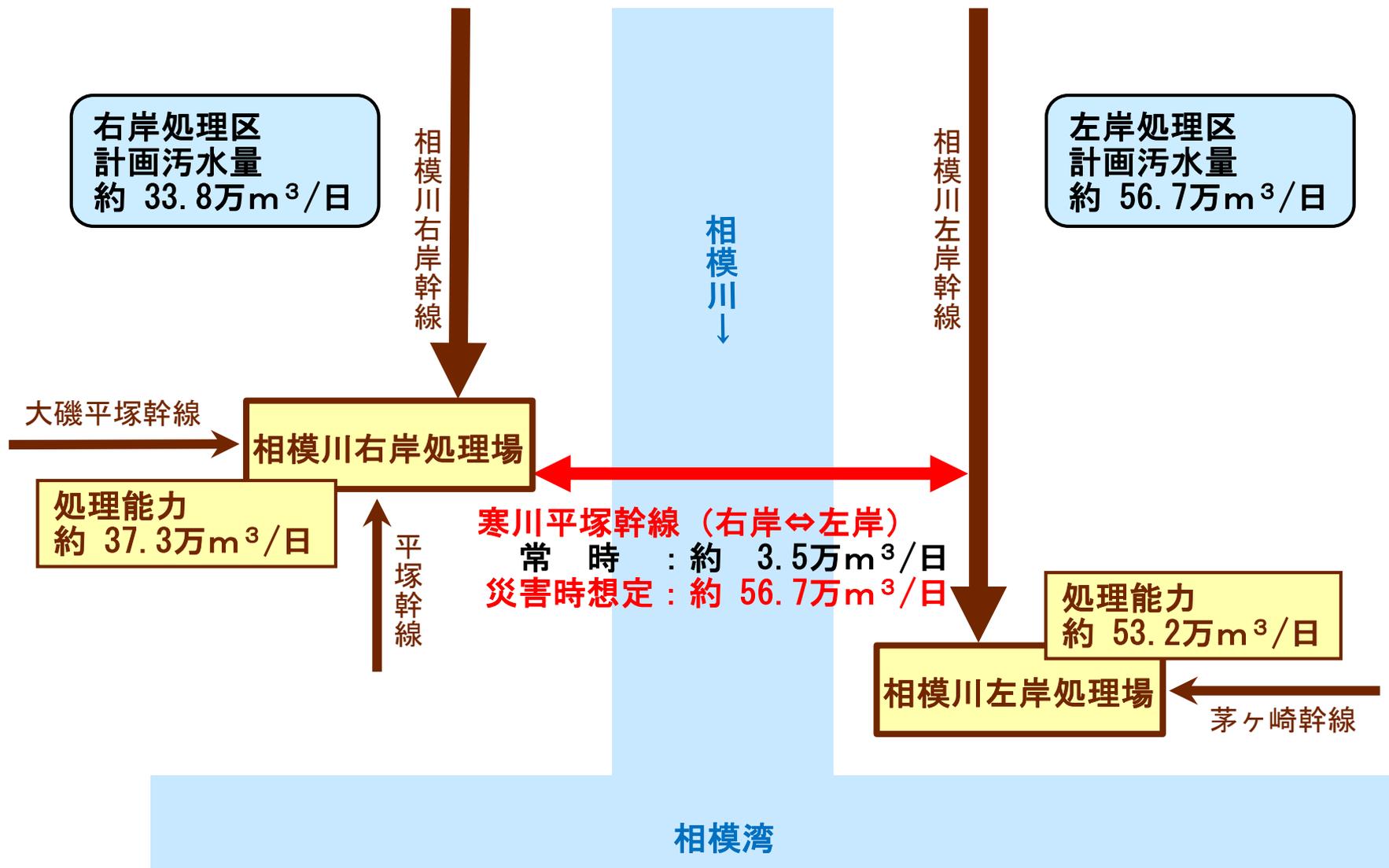
# 相模川流域下水道の変更

## 【土地利用状況(空中写真)】



・この図面は、国土地理院撮影の空中写真(令和元年6月)を複製したものです。  
・この図面は、平塚市との協議を経て、平塚都市計画決定データを使用して作成したものです。

## 【計画汚水量について】



## 【上位計画における位置付け】

### ■ かながわ都市マスタープラン（令和3年3月）

#### 第5章 部門別都市づくりの方針

##### 2 社会資本整備の方針

###### <施策形成の方針>

###### （4）安全・安心な都市づくりに向けた社会資本整備

###### ケ）災害に強い下水道の整備

○下水道は、地震や豪雨などによる災害時でも、24時間継続して処理を行い、人々のくらしを支える重要なインフラです。そのため、耐震化・耐水化による施設の強靱化を図るとともに、被災時のバックアップ機能を確保するためのネットワーク化などについて取り組みます。

## 【上位計画における位置付け】

## ■ 相模川流域別下水道整備総合計画（平成28年3月）

（第3表）中期的な整備方針

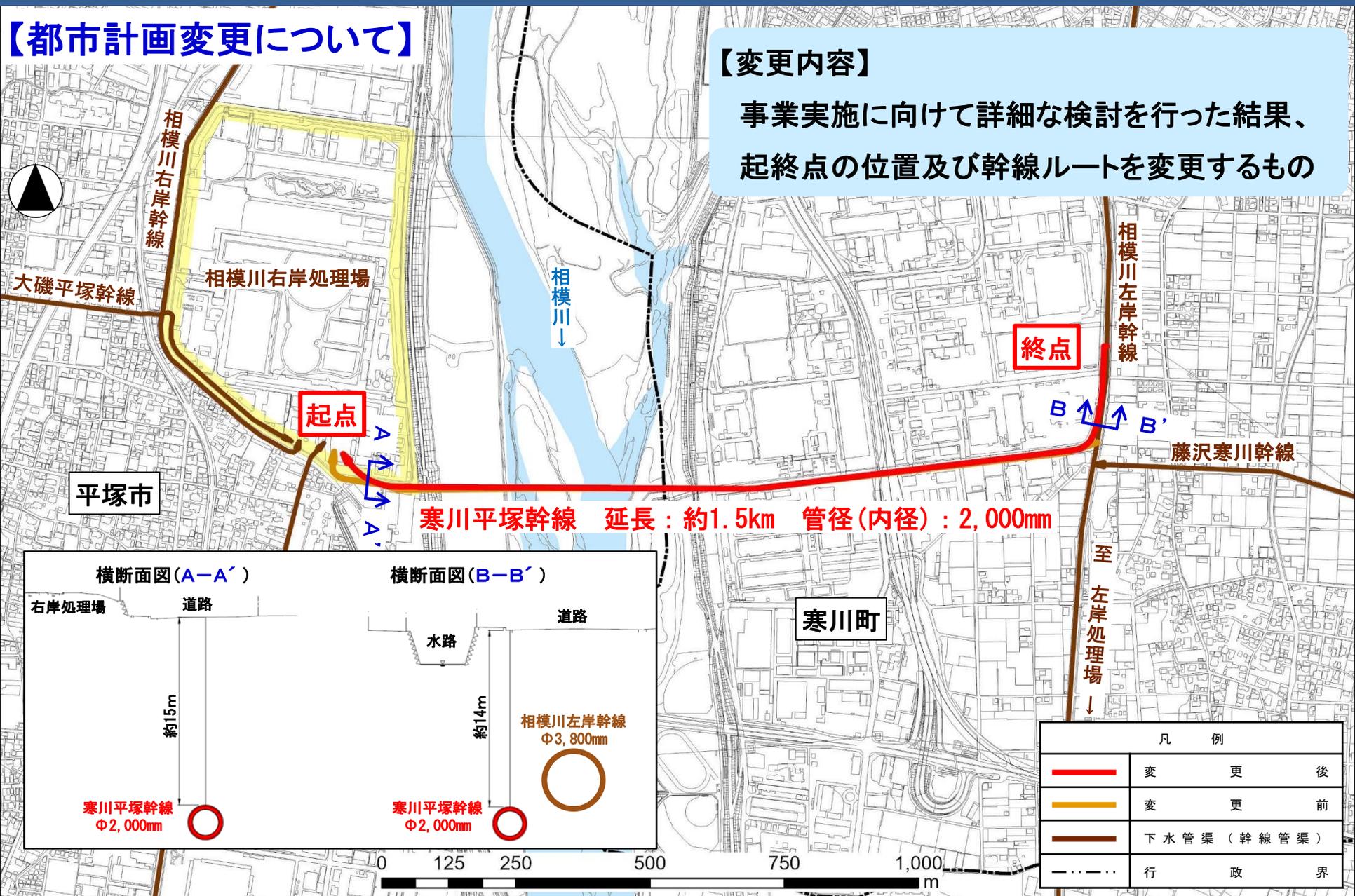
（ロ）処理施設別中期整備方針

都市名	処理施設の名称	<u>中期的な整備の目標</u>
寒川町 ほか7市	相模川流域下水道 <u>左岸処理場</u>	・ <u>連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化</u>
平塚市 ほか4市町	相模川流域下水道 <u>右岸処理場</u>	・ <u>連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化</u>

## 【都市計画変更について】

## 【変更内容】

事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、起終点の位置及び幹線ルートを変更するもの



・この図面は、平塚市及び寒川町の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図・公共測量成果を複製・使用して調製したものです。  
 ・この図面は、平塚市との協議を経て、同市都市計画決定データを使用して作成したものです。

## 【変更箇所(起点側)】

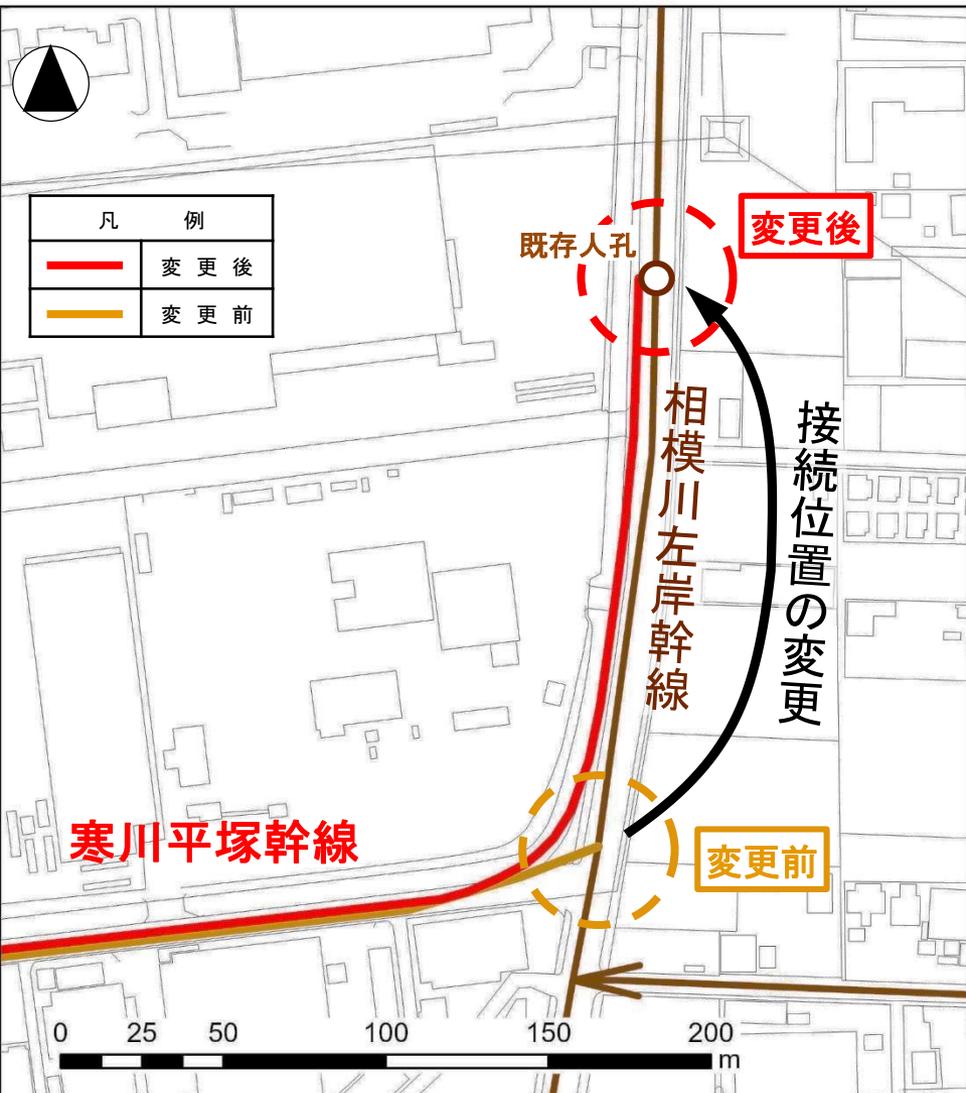
- 相模川右岸処理場における施設配置の見直しによる起点位置の変更

凡	例
	変更後
	変更前

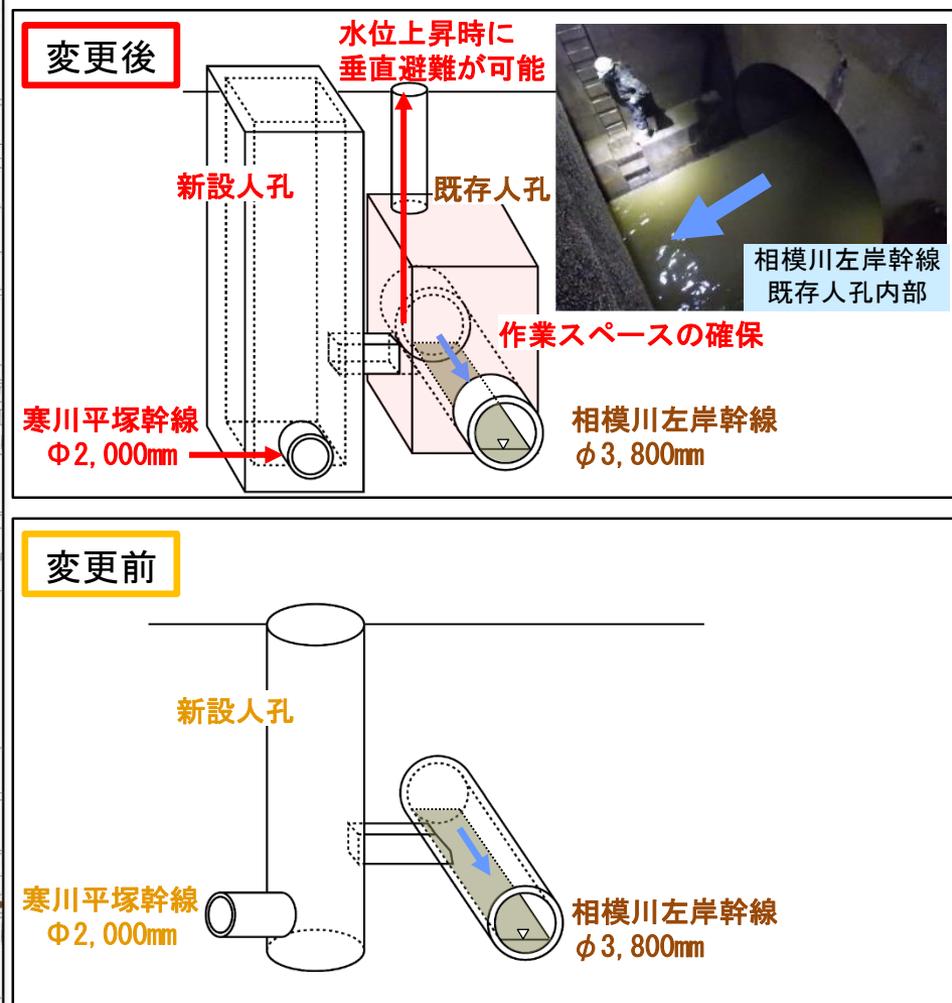


## 【変更箇所(終点側)】

- ・ 既設管路への接続部における施工時の安全性を確保するため、接続位置を変更



### ＜ 相模川左岸幹線接続部 イメージ図 ＞



## 【まとめ】

## 3. 下水管渠

項目		決定内容	
内訳		寒川平塚幹線	
位置	起点	平塚市四之宮四丁目	
	終点	高座郡寒川町田端 ⇨ 高座郡寒川町一之宮七丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

## ■ 縦覧等の手続き

---

都市計画素案の閲覧 ・ 公述の受付  
令和6年4月5日～4月26日



公述の申し出なし

都市計画案の縦覧 ・ 意見書の受付  
令和6年9月3日～9月17日



意見書の提出なし